

東京圏から白老町への移住・就業で 移住支援金を支給します



移住支援金制度

白老

移住支援金制度とは、東京圏から北海道へ移住し就業又は起業した方を支援する制度です。移住支援金は定額・一括で交付いたします。特に用途は定められていないため、移住された方々にご自由にお使いいただくことができます。後日の精算も使途の報告も不要です。交付決定後、申請いただいた金融機関口座へ3か月以内にお振込みいたします。

移住支援金の概要

■ 移住支援金額

世帯の場合… **100**万円

単身の場合… **60**万円

※18歳未満の世帯員帯同で
最大**30**万円加算

■ 対象となる要件

次の①～④すべてを満たしている方

【移住元要件】

① 移住する直近10年間のうち、**通算5年以上、東京23区に在住or通勤**していた方

② 移住する直前に、**1年以上、東京23区に在住or通勤**していた方

※①②ともに、通勤の場合にあっては、**埼玉・千葉・神奈川**のいずれかに居住していた方

【移住先要件】

③ **白老町へ転入**された方

【就業要件】 a～eのいずれかに該当すること

④-a **就業**（**マッチングサイト掲載**の法人に新規就業した方）

-b **起業**（道の**起業支援事業「地域課題解決型起業支援金」**の交付決定を受けた方）

-c **専門人材**（**プロフェッショナル人材事業**又は**先導的人材マッチング事業**により就業した方）

-d **テレワーク**（**転勤等ではなく、自己の意思により移住し、東京23区での仕事を継続**する方）

-e **関係人口**（**関係人口に該当し、町内事業所に就業又は起業**した方）

■ 申請方法

・STEP① 予備登録申請

移住支援金の申請を予定している方は、移住支援金対象法人に就業する場合又は専門人材の場合は就業後1か月以内に、起業、テレワーク移住又は関係人口要件で移住をする場合は転入後1か月以内に移住支援金交付予備登録書を提出してください。

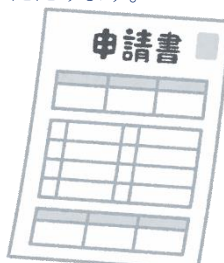
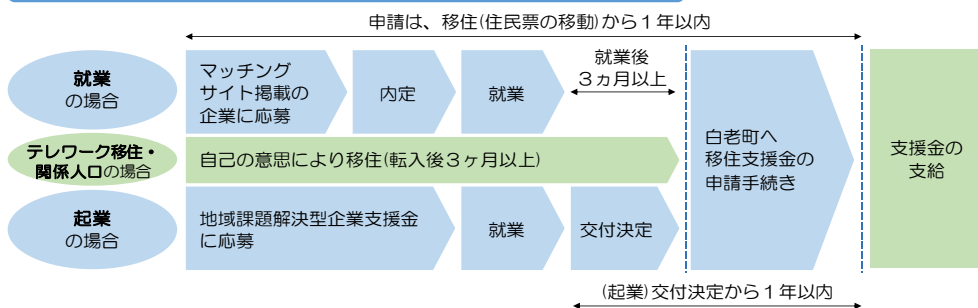
・STEP② 本申請

白老町に転入後3か月以上1年以内（かつ就業は就業後3か月以上在職した後、起業は道の地域課題解決型企業支援金の交付決定後）に、必要な書類を提出してください。

移住支援金交付までの流れ

※申請のタイミングに注意！

必要な申請書類や、詳細につきましては、下記お問い合わせのほか、白老町ホームページでもご確認いただけます。



助成金

お問い合わせ

白老町役場政策推進課地域戦略推進グループ ☎0144-82-8213
北海道経済部労働政策局産業人材課人材確保支援係 ☎011-251-3896

詳しい内容は
ホームページ上で
ご確認ください。



白老町ホームページ



北海道ホームページ